

健康ちはやあかさか 21(第4期)(案)に対する意見及びそれに対する村の考え方

「健康ちはやあかさか 21(第4期)」の策定にあたり、住民の皆さまから意見を募集したところ、15 件(4名、1団体)の意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見に対し、村としての考え方を整理しましたのでお知らせします。

今回、皆さんからいただいたご意見は、今後の施策推進のための貴重なご意見として参考にさせていただきます。

1. パブリックコメント実施手続き結果の概要

(1)意見募集期間：令和7年12月16日(火)～令和8年1月15日(木)

(2)意見の提出者・件数：意見提出 15件(内訳:4名、1団体)

(3)提出方法

・郵 送：0件

・ファックス：4件(1名、1団体)

・電子メール：6件(1名)

・持 参：0件

・意 見 箱：5件(2名)

・合 計：15件(4名、1団体)

2. 意見と村の考え方

※ページ、項目、意見は、意見提出用紙に記入された原文どおり転記しています。

意見	ページ	項目	修正の有無
意見 1	全般	未成年の使い方	有
	意見	村の考え方	
	現在未成年者の表記を多様しているが、公文章として未成年18才未満の者となりたばこは20才からで未成年を使うのは、20才未満の表記が正しいと思います。	ご意見を参考に、関係する箇所の「未成年」を「20歳未満」に変更します。	
意見	ページ	項目	修正の有無
意見 2	67 ページ	喫煙	有
	意見	村の考え方	
	たばこは長年、たばこ税で国府市町村へ寄与してきました。国が株式を保有して、喫煙者は多額の税を納めてます。嗜好品として愛されてきました。依存性薬物と千早赤阪村が公やけに表示されることに薬物の表示の根拠何をもとに決めたのか？薬物を国が販売しているのか？	本計画の策定にあたり小中学生に実施したアンケート結果では、20歳未満の人の喫煙について「絶対にいけない」と思う人の割合が、前回第3期計画の95.8%から81.9%に悪化したことを踏まえ、たばこの健康被害について、こども及びこどもを取り巻く大人を含め周知していく必要があります。 なおご意見を参考に、「・たばこに含まれるニコチンという成分には依存性があることを理解します。」に変更します。	

意見	ページ	項目	修正の有無
意見 3	43 ページ	⑤喫煙	無
	意見	村の考え方	
	たばこ組合の組合員は、たばこは村内で買いたばこ税に寄与してます。千早赤阪村へ 117 万から 58 万と減少して過度な規制は、組合員の生活に影響が大きい。考慮していただきたい。	本村では、喫煙や受動喫煙の影響を正しく理解し、20 歳未満の人や妊娠・授乳中の女性は喫煙しないこと、また喫煙のリスクや副流煙の影響について普及啓発を行います。	
意見	ページ	項目	修正の有無
意見 4	67 ページ	(5)喫煙	有
	意見	村の考え方	
	永年たばこを喫煙してきたが、嗜好品として周囲の人に気遣いながら吸っています。依存性薬物と村が表記しているが私が薬物を吸っているのか？ドラッグ・麻薬と同じは私はおかしいと思う。	本村では、喫煙や受動喫煙の影響を正しく理解し、20 歳未満の人や妊娠・授乳中の女性は喫煙しないこと、また喫煙のリスクや副流煙の影響について普及啓発を行います。 なおご意見を参考に、「・たばこに含まれるニコチンという成分には依存性があることを理解します。」に変更します。	

意見	ページ	項目	修正の有無
意見 5	3、98 ページ	計画期間、計画の管理	無
	意見	村の考え方	
	この計画の期間は、12 年と長く、中間評価が 6 年後に設定されている。 それ以外に必要なに応じて適宜改正を行うとあるが、毎年の振り返りやチェックは行われないのか？ 通常、行政計画は PDCA で回されるが、この計画では、そのことの記載がない。 毎年の PDCA の計画進捗の管理が必要だと思う。p. 98 の計画の進行管理では、取り組みの実施状況を管理するとあるが、毎年実施するとの記載はない。「毎年〇〇月には実施状況を確認、進行管理…」という文言を加えて、明記することが望ましいと思う。	100 ページに記載しているとおり、本村は「千早赤阪村保健事業推進協議会」を毎年度開催しています。毎年度、事業の点検・検証を行い、同協議会に報告し、成果や課題を明らかにするとともに、新たな課題への対応など必要に応じて施策・事業の見直し、改善に取り組みます。	
意見	ページ	項目	修正の有無
意見 6	22、29 ページ	運動習慣、喫煙のグラフ	無
	意見	村の考え方	
	女性年代別グラフが、59 歳以下のもののみとなっている。その他の年齢層の表示がないのは、なぜか？ 表示していただきたい。	本計画の策定にあたり実施した村民アンケートでは、59 歳以下の回答数が少なく、グラフ化しても傾向が読み取れないため、59 歳以下をまとめて集計しました。	

意見	ページ	項目	修正の有無
7	50～97 ページ	数値目標について	無
	意見	村の考え方	
	第4章では、現計画で明らかとなった課題をどう解決していくかということをもとに、具体的な取り組みが記載されていると思うが、数値目標では、現状値と12年後の目標値のみが挙げられている。この12年間でどう数値の変化を実現していくのかわからない。 例えば、中間評価点での目標数値を示すなど、計画の実施状況を管理できる指標が必要と考える。	本計画の計画期間は、令和8年度から令和19年度までの12年間とします。また令和13年度に中間評価を行うとともに、社会状況の変化や法制度・計画等の改定に伴い、必要に応じて適宜改定を行うものとします。 事業の実施状況、成果や課題などは「千早赤阪村保健事業推進協議会」において報告し、成果や課題を明らかにするとともに、新たな課題への対応など必要に応じて施策・事業の見直し、改善に取り組みます。	
意見	ページ	項目	修正の有無
8	50～97 ページ	私たちはこうします（村民の取り組み）	無
	意見	村の考え方	
	すべての項目を見渡すと膨大な内容となり、とても取り組めるとは思えません。 この内容を住民に取り組んでもらうためには、働きかけが必要だと考えるが、どのように周知、広報に取り組んでいくのかその時期も含めて明記してほしい。	健康増進に関連する分野は多岐にわたることから内容が膨大となりますが、住民の健康づくりを推進するために関係機関等と連携を図りながら計画を推進します。 また、住民に取り組んでいただくために、事業、イベント、広報等を活用し随時お伝えします。	

意見	ページ	項目	修正の有無
9	50～97	みんなでサポート（地域・団体・学校園の取り組み）	無
	意見	村の考え方	
	地域の各団体組織が取り組んでいく内容として記載があるが、どの組織が、どのような取り組みをどのような年間計画で行うのかわからない。各組織の情報の紹介（〇〇組織の〇〇に記載など）などでそれぞれの取り組みがわかるような形にしてほしい。 組織別で区別して明記してほしい。	前回第3期計画では各団体・組織別に取り組みを記載していましたが、計画期間中に解散等された組織もあります。しかし活動は他の団体・組織において継続されている場合もあり、本計画では各項目において住民をサポートする各団体・組織名及びサポート内容が住民にわかるよう一括して記載しました。	
意見	ページ	項目	修正の有無
10	50～97	みんなでサポート（行政の取り組み）	無
	意見	村の考え方	
	行政計画としては、目標達成のためには、この行政の取り組みが最も重要と考える。 取り組みによっては毎年定期的に取り組まれている内容もあると思うが、羅列的に記載されているだけで、具体的に、いつどのように取り組むかわからない。 取り組みとしては、重なることも多いかと思うが、どういう機会（例：毎月の〇〇教室で）に、どういう働きかけや取り組み（例：専門職を派遣して）を行うなど、具体性をもって記載してほしい。	本計画は、健康増進法第8条第2項の規定による健康増進計画、食育基本法第18条第1項の規定による食育推進計画及び自殺対策基本法第13条第2項の規定による自殺対策計画として位置づけられる計画であり、国の「健康日本21」や「食育推進基本計画」及び「自殺総合対策大綱」、府の「大阪府健康増進計画」や「大阪府食育推進計画」、「大阪府自殺対策計画」などに対応した計画です。 具体的な事業や取り組みについては、毎年度発行している「保健事業等のご案内」ポスター、広報やホームページなどでお知らせします。	

意見	ページ	項目	修正の有無
11	1 ページ	健康管理の指導について	無
	意見	村の考え方	
	村民の健康寿命を延ばすために、講演会など、指導が行われていることには感謝申し上げます。 先日、小吹台の地区福祉の行事で、講演をお聞かせいただきました。医療環境が十分と言えない中、福祉課や保健師の方々の指導は、住民にとって唯一、知識を得る場所であることから、より新しい指導を行なっていただきたいと願います。 食育の知識は、年単位で変化しています。厚生労働省は、大きな基本方針は掲げますが、具体的な生活環境に応じた指導内容には、地域差があるため、行政単位に任せています。特にコロナなど感染症の流行により、看護師への口腔指導など、新しい取り組みが行われてきました。千早赤阪村の健康指導にも、この新しい取り組み（知識）を取り入れて、より住民サービスを充実させたものにしたいと考えます。 そのためには、新しい知識を共有すべき、と考え、専門職や福祉などの関係者が集まり、勉強会を開き、他市町に先駆けて、健康指導を行なえる知識を持つべきではないでしょうか。また、令和7年5月には、大阪府域救援物資対策協議会では、災害関連死の減少を目標に口腔ケアを災害時に取り入れることを決めました。正しい口腔ケアの知識も含めて、勉強会を開いてはいかがでしょうか。 「具体的な正しい指導を行うための対策を村民の力を合わせて！」	国や大阪府等が開催する会議・研修会へ引き続き、積極的に参加するとともに、近隣市町や庁内会議において情報共有や事業検討によって、知識の向上や改善などを行い、住民サービスの向上に努めます。	

意見	ページ	項目	修正の有無
12	42 ページ	身体活動、運動習慣	無
	意見	村の考え方	
	若い年代で運動習慣のない人の割合が高いのは、時間的な事もあると思いますが、運動する機会の少なさ、施設がない事との関係はないのでしょうか。河南町には「かなんぴあ」があり、年齢制限もなく、誰もが利用できます。本村は財政的にもあのような施設は無理としても、使える部屋はあるし、工夫次第で若い人も運動に参加できると思います。 就学前や高齢者には、対応しているが、小学校から若い人達の事は、運動面以上の事も脱けている点が多いと思われます。 「運動を始めるきっかけづくりなどの取組を推進していく必要」は若い人たちにもあるはずです。若い時からの運動習慣こそ、大事だと思います。 ウォーキングコースの選定は是非、早急に実現して下さい。コースに歩数や距離を示してあると励みになります。	本計画 58 ページのみんなでサポート（行政の取り組み）に記載のとおり各種事業を展開し、運動を継続するための支援を進めます。	

意見	ページ	項目	修正の有無
意見 13	90 ページ	社会とのつながり、こころの健康	無
	意見	村の考え方	
	「〇〇に行けば、話し相手がいる」「受け入れてもらえる」そんな居場所を常設してほしいと思います。 世代間交流や地域の喫茶も限られた日しかない。居場所づくりは住民のボランティアではなく行政がかかわっていくべきだと考えます。 家に引きこもっている人やあらゆる世代の人たちが集まれる安心できる場所が必要です。困った時に相談できるのも大事ですが、日常生活の中に安心が得られる場が、多くの人を救うことにつながると 생각합니다。	地域における人と人とのつながりを育むためには、居場所づくりも一つの手段です。今後も関係機関と連携して居場所や相談できる場所づくりなど支援できる体制を構築していきます。	
意見	ページ	項目	修正の有無
意見 14	83 ページ	特定健診	無
	意見	村の考え方	
	「未受診者には、受診勧奨を行う」とあるが、現在のように葉書では効果はないです。電話等の直接の声かけは難しいでしょうか。 受診した後に、勧奨のための葉書が届いたと聞きました。	令和6年度までは、受診勧奨のハガキを発送後、電話勧奨を実施していました。しかし、不通の人や受診しないと回答される人が多く、電話勧奨による効果が低いため、令和7年度から電話勧奨を実施していません。 医療機関からの請求により受診の有無を判断しているため、行き違いがあればご容赦ください。	

意見	ページ	項目	修正の有無
15	97 ページ	簡単な身近な健康づくり	無
	意見	村の考え方	
	アプリやウェアラブル端末を活用した健康づくりに関する情報提供は高齢者には無理だと思われます。以前、地域のカフェの日に、テレビで「自宅で健康ステップ運動」を見ながらしましたが、その場だけでした。しかも地域の喫茶やいきいきサロンで行なわれているのに参加しているのは元気なお年寄りで、本当に必要な人たちは参加していません。参加していないまま、症状が悪化する一方です。数回のイベント的なことをしても持続していかないので健康づくりにならないと思います。個人の意識の問題だと思いますがアプリなどを利用したらいいと思うのは行政側の健康づくりを考えているという形だけのものになっているのではと思います。	アプリやウェアラブル端末は、情報発信や各種事業を推進する手段の1つで、幅広い年齢層の皆さんに本村の事業等を知ってもらうきっかけになるものと期待しています。 本村では「押忍！スマホ道場」などスマホ講座を開催しています。講座を受講した人や家族・知人など、高齢者の身近にいる人々のサポートが重要です。 高齢者の皆さんにもアプリやウェアラブル端末に興味を持ち、身近に利用いただけるよう、関係機関と連携して事業を推進します。	